

二〇ト [略]

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項、同法第六十条の十第二項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出

リソソ [略]

二〇九 [略]

（特定通知等の指定）  
第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一〇八 [略]  
九 特許法第四十三条第六項（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
十〇三十 [略]  
（書面の提出による手続の指定）

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十号第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十二号、第六十三号、第六十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。  
（登録情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め）

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、登録情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、登録情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一・二 [略]
- 三 次のいずれかの番号

イ〇へ [略]

ト 意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号

四 [略]

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。  
一〇八 [略]

二〇ト [略]

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））、特許法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項、同法第六十条の十第二項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出

リソソ [略]

二〇九 [略]

（特定通知等の指定）  
第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一〇八 [略]  
九 特許法第四十三条第六項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
十〇三十 [略]  
（書面の提出による手続の指定）

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十号第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十二号、第六十三号及び第六十五号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。  
（登録情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め）

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、登録情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、登録情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一・二 [略]
- 三 次のいずれかの番号

イ〇へ [略]

[新設]

四 [略]

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。  
一〇八 [略]